

こくさいかつどうじよせいきんじっしやうこう
AIA国際活動助成金実施要綱

しゅし
(趣旨)

だい じょう こうえきざいだんほうじん あきたけんこくさいこうりゅうきやうかい いか
第1条 公益財団法人 秋田県国際交流協会 (以下「AIA」とい
う。) は、こくさいこうりゅう こくさいきやうりよく こくさいりかい たぶんかきやうせいかつどう
おこな みんなん だんたいとう たい よさん はんい ない じよせい おこな
行 う民間の団体等に対し、予算の範囲内において助成を行 うことによ
り、あきたけん こくさいか いっそう しんてん はか
り、秋田県における国際化の一層の進展を図るものとする。

じよせい たいしやうだんたいとう
(助成の対象団体等)

だい じょう つぎ ilyouけん すべ み ひえいり だんたいなら あきたけんない にほんご
第2条 次の要件を全て満たす非営利の団体並びに秋田県内の日本語
きやうしつ
教室とする。

- (1) しゅ かつどう ば あきたけんない
主たる活動の場が秋田県内であること
- (2) だんたい ounえい ひつやう かいそくとう さだ
団体の運営に必要な会則等の定めがあること

じよせい たいしやうじぎやう
(助成の対象事業)

だい じょう じよせい たいしやう じぎやう とうがいねんどない けんない じっし
第3条 助成の対象となる事業は、当該年度内に県内において実施す
る事業で、次の基準に適合するものとする。

- (1) しんせいだんたいとう じしゅてき けいかく じっし こくさいこうりゅう こくさい
申請団体等が、自主的に計画し実施する国際交流、国際
きやうりよく こくさいりかい たぶんかきやうせい かか じぎやう ちいき こくさいか し
協力、国際理解、多文化共生に係る事業で、地域の国際化に資す
るものであること
- (2) くにまた ちほうこうきやうだんたい じっし じよせいせいど う
国又は地方公共団体が実施している助成制度を受けていないこと
- (3) えいり もくてき
営利を目的としていないこと
- (4) せいじかつどうまた しゅうきやうかつどう かん
政治活動又は宗教活動に関するものでないこと

(5) 寄付金 集めを主たる目的としていないこと

(6) 普段活動に参加している団体の会員等以外の一 般 県 民が参加できるものであること

2 前 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該 当する事業は助 成の
対 象としない

(1) 事業の成果が、特定の個人・団体等または限定された参加者にのみ
帰属する事業

ただし、受講者が10名以上の多文化共生の講座等については、この
限りではない

(2) 海外の団体との交流事業で、単に発表や展示、鑑賞や視察だ
けの事業

ただし、意見交換や交流試合など双方向的な交流の実態があり、

かつ参加者の能動的なかわりがある事業等については、この限りではな
い

(3) 飲食のみを主体とした事業

(4) その他補助することが適当でないと認められる事業

（助成金の額）

第4条 助成対象経費は、別表に基づいて事業を行うために直接
必要な経費とし、団体等の運営や飲食に係る経費は含めないものとす
る。

2 助成金の額は、助成対象経費総額（その額に千円未満の端数がある
ときは、端数金額を切り捨てた額）のうち、1事業につき5万円を限度とす

る。

- 3 理事長が、特に必要があると認めた場合は前項の規定に拘わらず、これを増額することができる。

（助成金の制限）

第5条 同一団体等に対する助成は、同一年度につき1回とする。

- 2 同一団体等による同一事業に対する助成は3回までとする。

（申請手続）

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金交付申請書

（様式第1号）を下表区分の募集期間までに理事長に提出するものとする。

募集期間		助成対象事業の実施時期
1期募集	3月1日～4月30日	4月1日～翌年3月31日 (実質3月15日までに終了する 事業)
2期募集	7月1日～8月31日	4月1日～翌年3月31日 (実質3月15日までに終了する 事業)

- 2 予算の範囲内で実施するため、1期募集で予算額に達した際は2期募集を行わない場合がある。

（審査会）

だい じょう りじちょう べつ さだ こくさいかつどうじよせいきんしんさかい いか
第7条 AIAに理事長が別に定めるAIA国際活動助成金審査会（以下
しんさかい お
「審査会」という。）を置く。

じよせいがく けつてい
（助成額の決定）

だい じょう りじちょう しんさかい しんさ へ じよせい かひおよ じよせいがく けつてい
第8条 理事長は、審査会の審査を経て、助成の可否及び助成額を決定
する。

2 りじちょう ぜんこう じよせい けつてい ばあい むね しんせいしゃ つうち
理事長は、前項により助成を決定した場合は、その旨を申請者に通知
ようしきだい ごう
（様式第2号）する。

じっせきほうこく
（実績報告）

だい じょう じよせいきん こうふけつてい う だんたいとう じぎょうかんりょうご にち
第9条 助成金の交付決定を受けた団体等は、事業完了後30日
いない じっせきほうこくしよ ようしきだい ごう りじちょう ていしゅつ
以内に実績報告書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

2 ぜんこう じっせきほうこくしよ つぎ かか しょうい てんぷ
前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) じよせいたいしょうけいひ ししゅつ かくにん りょうしゅうしょとう うつ か
助成対象経費の支出を確認できる領収書等（写し可）

(2) じぎょうじっしじょうきょう かくにん しゃしん もの
事業実施状況を確認できる写真（プリントした物）

(3) いんさつせいほんひ けいじょう ばあい せいかぶつ げんぶつ ひっす
「印刷製本費」を計上した場合、成果物（現物）【必須】

(4) ふだんかつどう さんか だんたい かいいんとういがい いっぱんけんみん さんか
普段活動に参加している団体の会員等以外の一般県民の参加または

さんかしゃ ぼしゅう かくにん
参加者の募集が確認できるもの

(5) た じぎょうせいか しめ しりょう じぎょう ほうどう きじ うつ とう
その他、事業成果を示す資料（事業を報道する記事の写し等）

じよせいきん かくてい こうふ
（助成金の確定および交付）

だい じょう りじちょう じっせきほうこくしよ じゅり ないよう しんさ
第10条 理事長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、

じょせいじぎょう じっしけつか しはらいけつてい てきごう みと こうふ
助成事業の実施結果が支払決定に適合すると認めるときは、交付する

じょせいきん がく かくてい ようしきだい ごう だんたいとう つうち
助成金の額を確定（様式第6号）し、団体等に通知する。

2 じょせいきんがく かくていつうち う だんたいとう じょせいきんしはらいせいきゅうしょ
助成金額の確定通知を受けた団体等は、助成金支払請求書

（様式第7号）により助成金の交付を理事長に請求するものとする。

3 りじちよう せいきゅうしょじゅりご にちいない だんたい じょせいきん しはら
理事長は、請求書受理後30日以内に団体に助成金を支払うものとす

る。ただし、だんたいとう じょせいきん せいきゅう どういつかいけいねんどない おこな
る。ただし、団体等による助成金の請求は、同一会計年度内に行われなければならない。

4 りじちよう ぜんこう きてい じょせいじぎょう じっしじょうひつよう みと
理事長は、前項の規定にかかわらず助成事業の実施上必要があると認

めるときは、こうふけつていがく いちぶ ぜんぶ まえきんばらい
めるときは、交付決定額の一部または全部を前金払することができる。

じょせいきんこうふけつてい う だんたいとう ぎむ
（助成金交付決定を受けた団体等の義務）

だい じょう じょせいきん こうふけつてい う だんたいとう いか かくごう ぎむ お
第11条 助成金の交付決定を受けた団体等は以下の各号の義務を負う

(1) じぎょう じっし さい こくさいかつどうじょせいきん かつよう じぎょう
事業を実施する際には、A I A 国際活動助成金を活用した事業で

ある旨をちらし等印刷物に明示すること

(2) こうふけつていじおよ じぎょうさんかしや ぼしゅうじなら じぎょう かんりょうじ
交付決定時及び事業参加者の募集時並びに事業の完了時におい

て、A I A のウェブサイト等で事業を紹介することを了解すること

(3) じぎょう よていきかんない かんりょう また じぎょう すいこう こんなん
事業が予定期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難とな

ったときは、ちたい ほうこく しじ
ったときは、遅滞なくA I A に報告し、その指示をうけること

(4) じぎょう かか しゅうにゅうおよ ししゅつ あき ちょうぼおよ しょうこしよるい
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を

せいび じぎょうかんりょうねんど よくねん きさん ねんかんほかん
整備し、事業完了年度の翌年から起算して3年間保管すること

じょせいきん けいかくへんこう ちゅうし
（助成金の計画変更・中止）

だい じょう じょせいきん こうふけつてい う また う だんたいとう
第12条 助成金の交付決定を受けた、又は受けようとする団体等は、

とうがいじぎょう ないよう へんこう ちゅうし ばあい ただ りじちょう しんせい
当該事業の内容を変更、または中止する場合、直ちに理事長に申請

ようしきだい ごう しょうにん ようしきだい ごう え
(様式第3号)し、承認(様式第4号)を得なければならない。

2 じぎょうけいかくへんこう ばあい じょせいがく わりいない けいび へんこう
事業計画変更の場合、助成額の2割以内の軽微な変更については

しんせい しょうりやく
申請を省略することができる。

じょせいきんこうふけつてい と け
(助成金交付決定の取り消し)

だい じょう りじちょう じぎょうしゃ つぎ かくごう がいとう みと
第13条 理事長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた

ばあい じょせいきん こうふけつてい ぜんぶまた いちぶ と け
場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) じぎょう ちゅうしまた はいし
事業を中止又は廃止したとき

(2) きげんない じぎょう すいこう みこ
期限内に事業を遂行する見込みがないとき

(3) きょぎ しんせいおよ たふせい しゅだん じょせいきん こうふけつてい う
虚偽の申請及びその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき

(4) じょせいきんこうふしんせい ないよう じぎょう じっしないう いちじる こと
助成金交付申請の内容と事業の実施内容が著しく異なるとき

(5) じぎょうじっし だんたいとう いほうこうい
事業実施にあたり団体等に違法行為があったとき

(6) た じぎょう もくてき はん うんえい おこな
その他、事業の目的に反する運営を行ったとき

じょせいきん へんかん
(助成金の返還)

だい じょう りじちょう ぜんじょう きてい こうふけつてい と け ばあい
第14条 理事長は、前条の規定により交付決定の取り消しをした場合において、

すで じょせいきん こうふ きげん さだ へんかん もと
既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

ほうこくおよ ちょうさ
(報告及び調査)

だい じょう じょせい じぎょう てきせい うんえい はか ひつよう
第15条 助成にかかる事業の適正な運営を図るため、必要があるときは、
じょせい う だんたいとう たい ずいじ じょせいじぎょうおよ かいけいとう
助成を受けた団体等に対して、随時その助成事業及び会計等について
ほうこく もと ちょうさ
報告を求め、または調査をすることができる。

ほそく
(補則)

だい じょう ようこう さだ じょせいきん こうふおよ ようこう
第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付及びこの要綱の
うんよう かん ひつよう じこう りじちよう べつ さだ
運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

ふ そく
附 則

この要綱は、2007年8月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2011年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2015年3月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2018^{ねん}年3^{がつ}月1^{にち}日から施行^{しこう}する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2020^{ねん}年9^{がつ}月20^{にち}日から施行^{しこう}する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2023^{ねん}年4^{がつ}月1^{にち}日から施行^{しこう}する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2024^{ねん}年4^{がつ}月1^{にち}日から施行^{しこう}する。

ふ そく
附 則

この要綱は、2025^{ねん}年4^{がつ}月1^{にち}日から施行^{しこう}する。

じよせいたいしょうけいひ
助成対象経費

じよせいたいしょうじぎょう じよせいたいしょうけいひ いか
助成対象事業で、助成対象経費となるものは以下のとおりです。

ひもく 費目	じよせいきん たいしょうはんい 助成金の対象範囲
かいじょうしょうりょう 会場使用料	じぎょう ちよくせつしょう しせつ しょうりょう 事業で直接使用する施設の使用料 せつえいおよ てつきよ しょうりょう たいしょう ※設営及び撤去での使用料も対象
しゃりょうかりあげりょう 車両借上料	バス、タクシー、トラックなど しゃりょう かか 車両に係るもの
びひんかりあげりょう 備品借上料	じぎょう ちよくせつしょう しせつ せつび きざい しょうりょう 事業で直接使用する施設の設備・機材の使用料
こうつうひ しゅくはくひ 交通費・宿泊費 しゃきん ・謝金	こうし つうやく ほんやくしゃ しゅつえんしゃ しかいしゃ かか (1) 講師、通訳・翻訳者、出演者、司会者に係る しゅさいしゃ ふたん こうくうき てつどう うんちん 主催者が負担する航空機、鉄道またはバスの運賃 こうし つうやく ほんやくしゃ しゅつえんしゃ しかいしゃ かか (2) 講師、通訳・翻訳者、出演者、司会者に係る しゅさいしゃ ふたん しゅくはくひ 主催者が負担する宿泊費 こうし つうやく ほんやくしゃ しゅつえんしゃ しかいしゃ かか (3) 講師、通訳・翻訳者、出演者、司会者に係る しゅさいしゃ ふたん しゃきん 主催者が負担する謝金 じぎょうさんかしゃ こうつうひ しゅくはくひ たいしょうがい ※事業参加者の交通費、宿泊費は対象外 だんたいこうせいいんとう しゃれいとう たいしょうがい ※団体構成員等への謝礼等は対象外
いんさつせいほんひ 印刷製本費 じっせきほうこくじ ※実績報告時に せいかぶつ てんぷ 成果物を添付	かんぱんとう こうほうかんけい (1) チラシ、ポスター、パンフレット、看板等の広報関係 いんさつせいほんひ 印刷製本費 じぜん ご けんしゅうしりょう とう じぎょうじっし (2) 事前（後）研修資料やプログラム等の事業実施 かんけいいんさつせいほんひ 関係印刷製本費 ほうこくしょ しゃしんいんさつひ (3) 報告書および写真印刷費

	ほうこくしょ しゃしん ひろ けんみん ほうこく ※ 報告書や写真は広く県民に報告することを もくてき さくせい たいしょう かいいん じぎょう 目的に作成するものを対象とし、会員や事業 さんかしや じぎょうかんけいしや たいしょう はいふ 参加者または事業関係者のみを対象に配布する たいしょうがい ものは対象外 かみ とう たいしょうがい ※ 紙、ファイル、トナー等は対象外
つうしんひ 通信費	じぎょう じっし よう こうほう れんらくちようせい 事業の実施に要する広報や連絡調整のためのもの れい きってだい だい (例) 切手代、はがき代
しょうもうひんひ 消耗品費	じぎょう ちよくせつしょう (1) 事業で直接使用するもの れい かどうこうりゅう せいかだい お がみこうりゅう お がみだい (例) 華道交流の生花代、折り紙交流の折り紙代 びひんこうにゆうひ たいしょうがい ※ 備品購入費は対象外 けんがいこうし みやげ あきたけんさんひん こうにゆう ひよう (2) 県外講師へのお土産で秋田県産品を購入する費用 しょうもうひん じぎょう じっし ちよくせつひつよう かい ※ 消耗品とは、事業の実施に直接必要で、1回 かぎ しょう 限り使用するものとする。
ちょうりとうざいりょうひ 調理等材料費	しょくぶんかこうりゅう もくてき りょうり ともな かい 食文化交流を目的とし、料理を伴う会の ざいりょうひ さどう ちゃぶんかしょうかい ちやがしだい 材料費、茶道・茶文化紹介の茶菓子代 かい まんえん じょうげん ※ 1回2万円を上限とする。
にゅうじょうりょう 入場料	ぶんか しせつとうにゅうじょうりょう こうこうせいいか 文化・スポーツ施設等入場料など（高校生以下、ま がいこくせき かた いんそつしや つうやくふく めい たは外国籍の方。ただし、引率者（通訳含む）は3名 げんど までを限度とする。）

じょせい たいしょう けいひ れい 助成の対象とならない経費（例）
しんせいだんたい うんえい かか ひよう しんせいだんたいないぶ けいひ じんけんひ 申請団体の運営に係る費用、申請団体内部にかかる経費（人件費、 こうつうひとう 交通費等）
いんしょくひ かんげいかい こうりゅうかいとう いんしょくてん お いんしょく しだ りょうり 飲食費（歓迎会・交流会等の飲食店に於ける飲食、仕出し料理、 さどう ちやぶんかしょうかいいがい ちやがしだいとう 茶道・茶文化紹介以外の茶菓子代等）
じぎょう じっし ともな ほけんりょう ほけん かいがいりょこうほけんとう 事業の実施に伴う保険料（ボランティア保険、海外旅行保険等）
しゅさいだんたい さんかしや かか だい ちゅうしゃじょうとう ひよう 主催団体および参加者に係るガソリン代、駐車場等の費用
じぎょうさんかしや かくしゅしやれいきん ホームステイや事業参加者への各種謝礼金
かみ とう しょうもうひんひ 紙・ファイル・トナー等の消耗品費
がいこく とこうひおよ がいこく とこうひ 外国への渡航費及び外国からの渡航費
たようと てんようかのう びひんせいびとう 他用途に転用可能な備品整備等